

山口東京理科大学
調査特別委員会記録

平成30年6月18日

【開催日】 平成30年6月18日

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午前10時～午後0時8分

【出席委員】

委員長	高松秀樹	副委員長	藤岡修美
委員	奥良秀	委員	笹木慶之
委員	中村博行	委員	松尾数則
委員	森山喜久	委員	山田伸幸
委員	吉永美子		

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

副議長	矢田松夫	傍聴議員	伊場勇
傍聴議員	岡山明	傍聴議員	恒松恵子
傍聴議員	中岡英二	傍聴議員	長谷川知司
傍聴議員	宮本政志		

【参考人】

参考人	大田宏	参考人	平田崇
参考人	白井博文		

【執行部】

なし

【事務局出席者】

局長	中村聡	議事係長	中村潤之介
----	-----	------	-------

【付議事項】

- 1 山口東京理科大学薬学部校舎建設事業について

午前10時 開会

高松秀樹委員長　ただいまから山口東京理科大学調査特別委員会を開会いたします。本日は参考人として大田宏さん、平田崇さん、白井博文さんを予定しています。そして、午前中の調査を予定しています。それでは、山口東京理科大学薬学部校舎建設工事についてを議題として調査を行います。最初に、参考人として大田宏さんに出席をいただいています。委員会を代表して参考人の方に一言御挨拶を申し上げます。本日は、お忙しい中にもかかわらず、本委員会に出席をいただき、ありがとうございます。委員会を代表して、心から厚くお礼を申し上げます。それでは、本案件について、質疑に入りますが、参考人におかれましては、委員長の許可を得てから発言くださるようお願いいたします。発言の内容は、問題の範囲を超えないようお願いいたします。また、参考人は委員に対して質疑をすることができないことになっていますので、併せて御了承願います。そして、委員の皆様におかれましては、参考人に対する質疑は、述べられた意見についての疑問点を解明することにありますので、委員は自己の意見と異なっても追及調の質疑をしないようお願いいたします。今回のやり方としましては、委員の質疑に参考人にお答えいただく形を取りたいと思っています。それでは、大田宏さんに対する質疑を行いたいと思います。委員の皆様には、事前に今回の調査事項を提出していただきました。それを私のほうでまとめさせていただいて、大田職員に対しては大きく二点の質疑となりました。一つは平成28年に開催された山口東京理科大学校舎建設事業に係る説明会についてということ、この説明会は3回ありましたが、このことについて委員の質疑を求めます。

山田伸幸委員　本日はどうも御苦勞様です。この説明会の位置付けなんですが、公式の場であったと考えてよろしいのでしょうか。それとも非公式の場と考えたらいいのでしょうか。

大田宏参考人　名称は説明会でしたけれども、実際は地元の業者さんにこれだけの大規模な工事を入札していただけるか、その意思があるかを当時の

白井市長が意見を聴きたいというものでしたので、正式な会議というよりは意見聴取の場という位置付けをしていました。

高松秀樹委員長 この平成28年で3回ありましたよね。3回とも同様と考えてよろしいですか。

大田宏参考人 はい、よろしいと思います。

山田伸幸委員 その説明会は3回行われて、特に3回目の説明会で今にも尾を引くように出ているんですが、そのうちの大事な点について、白井前市長が業者から我々に責任を押し付けるのかという質問に対して、業者だけに責任を押し付けないという記録を大田さんがされて、そのことが私たちにも出されたんですが、その内容について、記された文書どおりで間違いないと今でも考えておられますか。

大田宏参考人 間違いありません。ただ、一点、業者の方は、私は報告書の中では「そうは言っても、市長、もし工期に遅れた場合、我々業者だけに責任をなすりつけることはしないですよ」と標準語で書いたんですが、実際は「我々業者に責任をなすりつけることはせんですよ」と方言で聞かれたというところ。それから、白井前市長がそのときに「そんな無責任なことはしません。約束します」と言われたんですが、もしかしたら「そのような無責任なことはしません。約束します」だったかもしれません。ただ、言われた内容は全く変わりありません。

山田伸幸委員 その発言が、いわゆるペナルティーを科さないと思われていたと思うんですが、それについて大田さんはどのような意見を持っておられるでしょうか。

大田宏参考人 この会議の発言の前後の流れから、具体的にペナルティーを科さないという発言をされたとは取りませんでした。といいますのも、や

はり工期が短すぎるのではないかという議論に終始をして、すごく意見が交換されたんです。その最後に「そうはいつでも、市長、我々業者だけの責任にせんですよね」と言われたときに、こういう言い方をされたんで、つまり行政も業者さんも一緒になってやりましょうという意思表示でこういう言葉が使われたと捉えました。

山田伸幸委員 その一方で、業者であるとか、あるいは平田元職員も報告書の中で「ペナルティーを科さない」と受け取っておられたんですが、それについてはどのように思われるでしょうか。

大田宏参考人 ホームページから平田元職員の出された内容を見て、ちょっと驚きました。ただ、こういうふうに思いました。当然、彼は長く市に技術屋として奉職された方ですから、工事について工事契約約款を添付していることは十分御承知なので、業者の責めに帰すべき工事の遅れについては、当然約款を適用されるけれども、それ以外のことについては適用されない。つまり、工事期間の変更等で対応するというのは十分分かっておられたと思います。平田さんが、私がペナルティーを科しますと言ったというその場面は、考えられるとしたら一つしかなくて、議案を本会議場で提案したときに、その議案に対する質問の中でこのたびの山口東京理科大学の薬学部の校舎に係る建設工事については、何か業者さんに対して特別なペナルティーを与えているのかという質問が出たんです。そのときに、私が「それは考えておりません」と答えたんですが、その後、ある職員の方から私に対して「ちょっとあの発言は説明不足で、もしかしたらペナルティーを全く科さない取る人がいたかもしれないので、訂正をしたほうがいいんじゃないか」ということもありまして、その本会議後すぐに開かれた委員会で同様の質問が出たときに、説明をさせていただきました。つまり、通常の工事と同様に工事契約約款は適用しますと。ただし、特別にこの契約についてペナルティーを科すということはありませんからということで、私がペナルティーを科しますという発言をしたのは、その約款に基づくペナルティーは科しますと

いう発言をしたこと、唯一その場面だと思います。それを聞き間違えられたんじゃないかなど。御本人に確認したわけじゃないので確認していただきたいと思いますが、聞き間違えられて、私が何でもかんでもペナルティーを科すと言ったと思われたのかもしれないなど、あれを見たときに私はそう思いました。

山田伸幸委員　今回、工期の問題を当初から心配していたんですが、1月でしたか、理科大の現場に行ったときに、業者の方が突然来られて待ち構えるようにしておられたんですが、工期遅延の責任について、そこですごいまくし立てるように言われたんです。その内容は配達証明郵便が送りつけられて、その中でペナルティーを科すようなことが書いてあると。しかし、白井前市長はペナルティーを科さないと約束したんだと説明をされていたわけですが、そういった業者が委員会にも乗り込んでくるような状況が生まれたんですが、業者はやはり工期について間に合わせる自信がなかったのかと思ったんですが、大田さんから次の担当者にこの工期についての引継ぎはどのように説明されていたんですか。

高松秀樹委員長　現在、調査している事項は平成28年に開催された山口東京理科大学薬学部校舎建設事業に係る説明会についてのみ、最初に質疑をしたいと思います。それは、ペナルティーの項でありますので。この説明会について、ほかの委員から非公式ですが事前に通告の質疑を受けている委員もいますので。これは、合計で3回行われたんですが、3回のそれぞれの目的を教えてくださいませんか。

大田宏参考人　3回とも、当時の白井市長の指示で開催したんですけれども、開催したいという目的は、これだけの大きな工事を開学に間に合わせるように建設をするということに対して、果たして入札の意思がとおりかどうかを確認したいというのが一番の目的です。といいますのが、当時白井市長は市民病院建設のときに工事を発注した件の反省もあって、できるだけ地元の業者さんで建設をしたいと。ただし、地元の業者さんで

無理な部分は、やはりスーパーゼネコンのお力を借りなければならないであろうということで、その辺りの判断をするために、まず地元の業者さんに話を、そここのところの本音を聞きたいということでしたので開催されました。ただ、開催した時期が基本設計も実施設計も出来上がっていない時期でしたから、1回目は業者さんから具体的な話がないと何とも言えないと。2回目には業者さんの技術部門の責任者に来てもらいましたが、やはり同様の、この段階でこれだけの資料では何とも言えないということがあったので、結果的にある程度の設計が進んで第3回目を開いたということです。

高松秀樹委員長 つまり、白井前市長は市民病院の建設について、いろいろ考えるところがあったと。そして、できれば市内業者にやっていただけるかどうかの意思確認、打診を、この3回の意見交換会でしたかったということによろしいですね。

大田宏参考人 そのとおりです。

山田伸幸委員 その説明会の中で、大田さんは報告書の中で引き受けてくれるところとそうでないところに分かれたと書かれているんですが、それは具体的にどういったことでそのように感じられたのでしょうか。

大田宏参考人 それは、業者さんの発言内容です。やっぱりどの業者さんも工期が短い、厳しいだろうということは言われた中で、ですから内容は鉄筋コンクリートではなくてプレキャスト工法にしようとか、具体的な工期を縮めるための意見交換の場にもなったんです。その中で、積極的にそういう意見を出して地元の力を見せようじゃないかという発言をされる業者さんと、もう発言を余りされずに何となく、自分のところは難しいなという雰囲気をお感じの業者さんもおられましたので、第3回目には見えて特に温度差が出たなという印象は持ちました。

高松秀樹委員長 なければ、次の工期及びペナルティーについてで質疑を受けたいと思います。

山田伸幸委員 当初私たちは報告を聞くたびに、工期については計画どおり計画どおりと聞いていたんですが、突然この10月、11月に、工期に間に合いそうにないということが浮上してきたと思っているんですが、なぜそのようなことになっていったのか。そのことについて、どのように次の担当者に引き継がれたのかをお答えください。

大田宏参考人 11月の段階になって急に間に合わなくなったのはなぜかという部分については、自分自身は非常に残念でしたけど、私は7月1日付けで異動し、その後関わっていないのでそのところは分かりません。答えようがありません。それから、工期については正直なところ、2月末の工期は難しいであろうという認識でいました。といいますのは、最後の最後に3月を2月に1か月縮めたんですが、これについての解決する手立てがなかったんです。もともと諸般の事情で設計等に係る業務が約3か月ストップしました。ただ、この3か月のストップについては、くい工事を前倒しで発注するかプレキャスト工法を採用するとかで、平田一級建築士との工夫によって、理論上は取り戻せるということが成り立っていたんです。ですから、3月末の工期の予定でしたけど、薬学部の認可申請の前段として、文部科学省と詳細な打合せをする段階で、工事のスケジュール表をお見せしたところ、開学直前の3月というのはいり得ないでしょう、と。引っ越しもあるでしょうし、備品の搬入もある。そういう意味で、やはり開学前には工期に少し余裕を持つべきではと指摘を受ける中で、最後の最後に2月ということで1か月縮めました。この1か月については、実は具体的な手立てがまだない状況で、私が平田建築士から聞いていたのは、発注後受注してくれた業者さんと知恵を絞って何とかこの1か月を縮めたいと聞いていましたので、その部分については非常にタイトで厳しいスケジュールだという発言を繰り返ささせていただきました。それから、引継ぎの件ですが、これまでの委員会を

パソコンの画面上で見させていただきましたが、ちょっと違和感を持って見ていた部分があって、実は7月1日に異動になったのは私一人なんです。私以外の成長戦略室の職員は全て残留で、平田建築士以下の技術屋チームも全員残っていて、常に私と一緒にどんな場面でも白井市長や私と一緒におられた大谷副室長もおられましたので、基本的に引き継いでない、聞いていないということはあり得ないですよ。技術的なことは平田さんに聞けば十分、事務的なことは大谷さんに聞けば十分なんで。なぜそこで聞いた、聞いてないという議論になるのかなと不思議な感覚で見っていましたし、当時の大学推進室長の松永室長が回答されていましたけれど、そばに大谷さんがおられたはずなんです。その時点のことは、松永さんが答えられるのはそうでしょうけど、過去のことをなぜ当事者がいて答えられないのかな、そして松永さんのほうで「こうであったと思われます」とかというような発言で言われることに違和感を感じていました。実際の引継ぎは、市役所の通常の引継ぎのようにきちんと事務引継書を交わして、その中には引き継ぐべき文書、これは成長戦略室が持っていました山口東京理科大学に係る全ての公文書が列記してあります。その他、懸念すべき事項の中で、理科大の校舎建設のことに触れて、非常にタイトなスケジュールで建設を迫られているので、開学に向けて現場責任者の平田一級建築士と密なる連携の下、鋭意工期内の完成を目指していただきたいと申し添えて、事務引継書を作りました。

山田伸幸委員 その内容というのは、市長や副市長に対しても引き継がれているのでしょうか。

大田宏参考人 事務引継書は4部作成をして、お互いが1部ずつ持つのと、元にいた課が1部保管して、1部は人事課に提出するようになっています。人事課のほうから、普通は市長、副市長にそれが見せられるはずですよ。

山田伸幸委員 具体的に口頭等で市長、副市長に引き継がれてはいないということよろしいでしょうか。

大田宏参考人 7月1日異動の内示を言われて、実際に異動までの間、つまり6月の末、それから異動して恐らく7月の第1週だったと思いますが、私のほうから副市長のところに話に行きました。いろんなお話をさせていただいた中で、この大学の件についてもお話をした記憶があります。

高松秀樹委員長 ほかの委員の質疑を求めます。どうですか皆さん。せっかく参考人で来ていただいたんで、疑問点があればここで聞いていただきたいなと思いますけれど。

山田伸幸委員 それでは、その3回行った説明会についてはどのように引き継がれているのでしょうか。特に3回目の問題についての引継ぎはどうだったのでしょうか。

大田宏参考人 具体的にこの説明会がこうであったということの引継ぎはしていません。さっき言いましたように、事務引継書をお渡しして、恐らく松永大学推進室長とは10分から15分の引継ぎ時間だったと思います。なぜかというと、私一人が代わってスタッフが全部残るので、後は大谷さん、平田さんを中心に彼らに聞けば何でも分かりますから。もしそれでも分からないことがあったら、いつでも聞きに来てくださいと。そうしたら、じゃあおいおいそうしましょうということで別れました。ただ、その後、彼とお話したのは、今年の1月に業者説明会の出来事を聞きにこられたまでは一切お話をしていないので、私は、大谷さん、平田さん等に聞かれることで、もう私に聞くこともないんだろうと思っていました。

山田伸幸委員 1月の聞き取りの中で、かなり詳しい内容でその説明会の内容を話されたというか説明もされて報告書も出されたと思うんですけど、なぜそこでそういった聞き取りが必要になったか、認識しておられましたか。

大田宏参考人 松永さん、大谷さんが私のところに来られて、ちょっと一点聞かせてほしいということでした。実は、ある業者さんから、白井前市長が工期に遅れてもペナルティーを科さないと約束をされたということを経営者が言われているので、それが本当かどうか、当時意見交換会に出席をしておいた職員全員に今聞いて回っているんだと。僕の記憶の中でそれはどうかと言われました。

山田伸幸委員 そこでも大谷職員が出てくるわけですけど、大谷職員と大田さんとの間での食い違いというのはなかったんでしょうか。

大田宏参考人 もともと、これはちょっと記憶が定かではないんですけども、この意見交換会の1回目のときに、たしかボイスレコーダーを置こうとしたときに、そんな録音するようなことはせずに、ざっくばらんに意見交換しましょうよという声が出る中で、録音を控えたような記憶があるんです。ただ、これは曖昧な記憶です。ただし、私はもともと日記というか、毎年同じようなスケジュール帳というか記録帳を買っていて、その日その日に色分けをしてポイントを残しておく習慣を持っていて、その中でこれを見ながら当時の記憶やその他のメモを見て今回の報告書を作ったんですけど、その中で来られた松永さん、大谷さんには、私の記憶の中では具体的にペナルティーを科さないと言われた記憶はないけれども、一つ勘違いされるような内容の発言があるとなれば、白井市長が「業者だけに責任を押し付けるようなことはせんですよ」という問いに対して、真面目な顔で「そんな無責任なことはしません。約束します」と答えられたという記憶はあるというのは二人にお伝えしました。

奥良秀委員 私も2月の28日にこの理科大の件で一般質問を松永前室長にさせていただいて、今驚いたことがありまして。引継ぎを今度から書面で交わしましょうということとその場で言われたんですが、実際にはあったんですね。

大田宏参考人 人事課が指定しています事務引継書、これは提出義務がありますから、きちんと交わしています。

奥良秀委員 これ、ちょっと委員長、問題があると思うんですけど。

高松秀樹委員長 問題点を言ってください。

奥良秀委員 一般質問の中で、そういう引継ぎはないよと、あその場面で言われましたが、実際ありました。これは大きな問題になると思うんですけど、どうでしょうか。

高松秀樹委員長 今の点は、ちょっと精査をいたしまして、議長、場合によっては議会運営委員会に持っていきたいと思います。その前に、議長とは相談をいたして、虚偽の答弁があったかなかったかの調査を行いたいと思います。

松尾数則委員 今日はありがとうございます。成長戦略室で在任中、既にこの工期、3月末には間に合わないという認識であったというお話を聞いたんですが、本当にそう思われていたか確認しておきたい。

大田宏参考人 諸般の事情で作業がストップした3か月は取り戻すべく、平田さんのほうから理論的には取り戻せることが成り立っていると聞いていましたから、トラブルもなくスムーズに事が運べば3月は間に合うという理論は立てていました。ただ、文部科学省とのヒアリングにおいて更に1か月縮みましたので、この部分については理論が立っていない状況でした。それから、私が異動する6月までの間に、平田さんのほうから幾つか当初想定しておらなかった不測の事態が出てきたということは聞いていましたので、3月のスケジュールもスムーズに行けばという前提の中での厳しいスケジュールでしたから、そういう不測の事態がたくさ

ん出てくると、厳しくなるのではないかなという予想は自分の中でして
いました。ただ、契約した後に出てきた不測の事態というのは、契約時
に想定しておらなかった事態ですから、当然、変更の手続きを取り、繰越
明許の手続きを取りとなってくるでしょうから、契約的には遜色はないと
思っていました。ただ、4月の薬学部の開学について、どのような影
響があるかというのは、実際に8月末から9月に認可が下りる予定とは
聞いていましたので、その認可が下りた段階でそういう調整を、市とし
て大学と協力しながらしていかなければならないだろうということは感
じていました。

松尾数則委員 多少工期には間に合わないかもしれない状況が生じたときには、
例えば施工業者辺りといろいろその辺の計画等も、当然打ち合わされた
んじゃないかと思うんですが、その辺の状況を教えてもらいたい。

大田宏参考人 現場の問題は、平田一級建築士にお任せをしまして、私は
細かなことというよりは大まかなところでこういう状況だという報告を
定期的に受けている状況でしたので、細かいことは後ほど平田さんに聞
いていただければと思います。

藤岡修美副委員長 通常、契約後の不測の事態で工期を延ばすことは、下水道
なんか繰越工事を年度末に発注してやむを得ず延ばすこともあるんです
が、この理科大の工事に関して、なぜもっと早く工期を延ばそうという
ことにならなかったのか、お考えがあれば。

大田宏参考人 この説明会のレポートの中にもあったんですが、やはり工期が
短いという議論に終始をする中で、業者さんから薬学部の開学を1年延
ばせないかと。そうすれば十分な工期が取れるんじゃないですかという
質問が出た中で、書いてありますように白井市長から、実は当初平成28
年4月に公立化、翌年の平成29年4月に薬学部開設を公表しました。
ただ、施設整備等の状況から、これを平成30年4月に公表し直して、

平成29年4月開学に向けて受験を目指していた生徒さんたちに大変迷惑を掛けた。だから、もうこれ以上開学を遅らせるわけにはいかないという発言があったんです。ですから、そういう発言の中で、言葉で言う尻尾が切られている、後ろが決まった段階の中で、じゃあどうするかという意見交換をしている状況でしたから、開学との兼ね合いがありましたので、更に工期を延ばすという議論には進まなかったということです。

藤岡修美副委員長 それは事前の工期の設定で、契約した後、大田さんはもうおられなかったかも分からないんですが、実際に工事に入って間に合わないという状況判断が多分出てきたと思うんですけれど、発注した後その時点でなぜもっと早く工期を延ばそうという話にならなかったのか。もしその辺のお考えがあれば。

大田宏参考人 異動した7月1日以降のことは分かりませんが、私が異動するまでの間にも幾つか不測の事態が発生していたんです。平田さんの考えでは、そういう不測の事態で工期が延びる部分もあれば、やってみて予定よりもこんなにも掛からなかったと縮まる部分もあるので、最終的にそういうのは精算変更という形を取りたいという意味合いをよく言われていました。ただ、私は言っていたのが、もともと契約は議決事項ですから、細かな精算の範囲内での変更増減は精算変更でいいけれども、新たに発覚をした大きな案件については、やはりその都度議会で変更の議決をもらう必要があるので、そういう大きな事態が起こればすぐ報告をしてくださいと強く言っていました。そして、7月以降のことは分かりません。

笹木慶之委員 先ほどから事務引継ぎのことが出ています。その中で、工期が大変タイトできついと。そのことを認識しておられたということですが、これは大事な案件ですが、引継書にそのことは記されましたか。

大田宏参考人 引継書の最後の様式に、その他懸案事項だったか特記事項とか解決すべき問題を書くところが最後にあって、そこに書いています。非常にタイトなスケジュールの発注になっているので、現場責任者の平田一級建築士と密に連絡を取りながら、開学に向けて工事の進行・監理を是非お願いしたいという意味合いで書かせていただいています。

笹木慶之委員 問題はそこなんです。工期の監理といいますか、今回そういった事案については非常に大事な事項ですから、きちっと引継ぎをされた。それからもう一点は、一人だけが異動されてほかの方は残っておられるということから疑義は生じない状態にしておったと理解していいですね。

大田宏参考人 いつでも何かあったらおいおい聞きにきてくださいと言ったら、いつでも来るからねということで別れて、その後全く来られませんでしたし、私すごく心配だったんです、現場が。あそこを通るたびに「うわー、遅れているな」というのを、目をつぶって見るような感じでしたから。聞きたいことはたくさんあったけど、異動していったほうから聞くというのはやはり遠慮と余計なお世話になりますから待っていたんですが、その後連絡はありませんでした。

山田伸幸委員 工期が3月末から2月28日に変わったということで、どうやって縮められたんですか。

大田宏参考人 当初失った3か月は平田さんのほうで理論立てて、3月末までに理論上入れられましたけど、文部科学省との事前協議の中で指摘された残りの1か月は手立てのないまま、平田さんいわく「受注してくれた業者さんと相談しながらアイデアを探したい」ということでしたので、そのような状況でした。具体的には平田さんが作成され市のほうが持っていた工事スケジュールの中で、どのようにその1か月を縮めていかれたかに関しては、細かなことは分かりませんが、一つ言えることは、認可をいただける8月末から9月というのは非常に微妙な時期なん

です。当時、私も異動前はタイトなスケジュールですけれども、建設は間に合いますという発言に終始したと思います。それはなぜかという、白井前市長とも常々言っていたんですが、市長や所属部署の長である私が、スケジュールが厳しい、開学が間に合わないかもしれないというような発言を公式の場ですると、それがいつ東京に伝わるかも分からない。そして、当時は文科省の第三者委員会である設置審議会の委員さんが現場を見に来るであろうということも言われていました。来られるのは恐らく6月から7月じゃないかと。結果的にそれはなくなっただすけれども、そういう状況の中で、私や市長が工期に間に合わないというような態度を取ることはやめようと。今はきちっとできますということに終始をしようという中で、常に間に合うという発言に心掛けていました。ただし、その前に非常にタイトなスケジュールだけれども、完成を目指しますと常に言わせていただいていたと思います。

奥良秀委員 この平成30年の2月の16日に新聞発表で、校舎が遅れますよという話が初めてこの世間に出たんですが、これが早いか遅いかというのはどのように思われるでしょうか。

大田宏参考人 実際に現場を切り盛りしておられた平田さんと全然お話をしていないので、どの時点でそういう判断になったか、私自身は分かりません。ただ、委員会等を聞く限り、11月頃の業者さんから出てきた報告書でスケジュールとのかい離が生じていたというのを把握したという発言が、たしか松永さんの発言等であったので、それがなぜ2月になったのかというのは、私は分かりません。それから、私が平田さんからスケジュールに関して聞いていたのは、設置審議会の委員さんが現場を見に来る可能性があったことから、前半部分については殊更工期に遅れるようなスケジュールにはなっていないと聞いていました。プレキャストが組み上がって、内装に入っていく段階でスケジュールとのずれが生じて、もし遅れるのであれば生じてくるであろうという形。それは認可をいただいた以降にそういうことが生じてくる形になっていると報告を聞いて

います。

奥良秀委員 最初から遅れるようなタイトな状況で、頑張りますよとは言われているんですが、工期的には初めの段階からこれは間に合わないよという段階で進まれているようなニュアンスで聞いてきているんですが、実際問題、理科大の工事で各区分けして入札が行われて、業者に仕事をさせていただいてもらっていますけれど、片方は間に合う、片方は間に合わないというようなことを予測されていたでしょうか。

大田宏参考人 実際の現場の状況、7月以降は知りませんので何とも言えませんが、片方ができて片方ができていないということに関して、一つ検証しなければならないのは、契約後の不測の事態が遅れたほうの現場でどれだけあったのか。スムーズに行ったほうの現場とそういう不測の事態の差がどれだけあったのかというのは、やはり検証する必要があると思います。それは当然遅れる原因になりますから。それと、業者さんとの意見交換会では、技術的にはスーパーゼネコンさんと自分たちの差はないという意見を言われる業者さんはおられましたけれども、もしかしたらそこに技術的な差があったかもしれません。それは、私ではなく平田さんのほうでないとそういう技術的なことは分かりません。

中村博行委員 白井前市長の発言の中で、ペナルティーは科さないという具体的な発言はなかったと終始一貫しておっしゃっておられますし、ずっと前からの委員会のときから、ペナルティーについては大田さんのほうでは一切考えていません、そういう状況ではない、一生懸命やるだけだということをおっしゃられていましたけれど、白井前市長の発言の中にそういった具体的な、ペナルティーを科さないといったような発言はなかったということは確認させていただきたい。

大田宏参考人 以前のこの特別委員会でも言わせていただきましたけれど、当然、どの工事にも添付する本市の工事契約約款を適用しますから、業者

の責任において遅れる部分については当然ペナルティーがあります。これは当時、委員会の皆さんに約款をお配りして条文を確認をしていただいたと思います。それ以外のことについては、契約後に生じた不測の事態については、市が不測の事態であるということをきちんと検証して認めれば、それは変更増につながるものであるという認識を持っていました。当然、白井前市長も同じ認識でおありですし、約款の内容も十分に知っておありでしたから、具体的にどんな状況で遅れてもペナルティーを科さないという発言が、約款を否定する発言になるということは当然認識しておられたでしょうから、そんな意味合いで「そんな無責任なことはしません。約束します」と言われるとは、僕たちは一切思いませんでしたし、私だけではなくてそこに違う部署、入札を管轄する部署の職員もいましたけれども、その職員たちもそういう取り方はしていないと思います。

中村博行委員 大田さんのほうが、第3回の説明会について非常に評価されていると思うんですけども、その際に積極派と諦め派といいますか、そういったふうに分かれたと。その積極派の中に厚陽小・中学校の例を出して、相当一生懸命やって間に合ったんだという言葉を得て、非常に有意義なものであったと書かれているんですけども、そういったことから工期に間に合うべく進むという手応えを感じられたと判断してよろしいですか。

大田宏参考人 まず、この3回の意見交換会が開催された当時の白井市長の思いは、市民病院建設に係る契約の反省があり、地元の業者さんで何とかしたいと。これは合併前の小野田市・山陽町時代から山陽小野田市では最大の建設工事になりますから、是非それを地元の業者の力でやりたいと。ただ、スケジュール的に諸般の事情で作業が遅れたこともあって、入札に付したけれども地元の業者さんが手を挙げてもらえないということが一番困る事態でしたので、事前にその辺り、入札をする意思があるか、入札を一緒になって調整をしてもらえるかということを確認したい

という中で、この3回の説明会が行われましたので、そうやって我々地元業者の力を見せますと。あのときも突貫工事までやって間に合わせて、そういう努力もする覚悟でやりますからという発言が出たので、白井市長にとってはうれしい発言だったと思いますし、もともと説明会を開いた目的が、そういう意思表示が業者さんから出るかどうかを確認したいということでしたので、その意思表示が確認をされました。ということは今後入札をしていく段階で、地元業者で手を挙げる人がいないということにはならないということが確認されたということは、非常に成果があったと思われま

高松秀樹委員長 よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）よろしければ、以上で、大田宏さんに対する質疑を終了いたします。大田さん、今日はお忙しい中、ありがとうございました。頂いた貴重な御意見は、また委員会での審査に十分に生かしていきたいと思っています。本日は、本当にありがとうございました。それでは、ここで一旦委員会を休憩いたします。10時55分に再開をいたします。次は平田さんの参考人招致です。それでは一旦休憩いたします。

午前10時49分 休憩

午前10時55分 再開

高松秀樹委員長 それでは委員会を再開いたします。参考人として、平田崇さんに出席していただいています。委員会を代表しまして平田さんに一言御挨拶を申し上げます。本日は、お忙しい中、ありがとうございます。委員会を代表しまして、心から厚くお礼を申し上げます。参考人におかれましては、委員長の許可を得てから発言をしてください。発言の内容は、問題の範囲を超えないようお願いいたします。また、委員に対して質疑をすることができませんので、併せて御了解をお願いいたします。それでは質疑に入りますが、質疑につきまして皆さんから事前に

頂いた調査項目については、工期及びペナルティーについてということがほとんどでしたので、この点から質疑を行いたいと思います。

吉永美子委員 今の市長になられてから、業者に対して調査をしておられます。その中で、ある業者から調査票として戻ってきている中にありますのは、現場説明会間近になって平田さんから、要は建築工事に参加できないかと問合せがあったということで、工期の問題がクリアできないから地元 J V では参加できないと。大手建設会社との J V を希望することを伝え、工期遵守が難しいことから地元 J V では無理であると伝えたとあるんですけれども、これは事実でしょうか。

平田崇参考人 そこまでの詳しいことを、私は伝えたような覚えがないんですけれども。

吉永美子委員 そうではなくて、業者さんがそういうふうに伝えたと。要は参加できませんか、平田さんから現場説明会近くになってあったから、やはり地元 J V では無理だと伝えましたと。工期を守らないといけなから、そういうふうに伝えたんですけれども、とありますが、それは事実でしょうか。

平田崇参考人 それは記憶にあります。

吉永美子委員 それを受けて平田さんは、当時の最高責任者である市長含めて担当されている方々と、このことについて協議というか、要は工期を守るというのは基本的なものでありますので、それが無理ですよと言っている業者が強く言っているように聞こえるわけですよ、この業者が。そこをどう感じておられたのかなと。協議されたのかなと思いましたがいかがですか。

平田崇参考人 正式な協議としてはやっていません。ただ、難しいという話は

おいおいしていました。

吉永美子委員 それでは、その難しいということを前市長にはお伝えをされたんでしょうか。そして伝えたとしたら、どのような発言が前市長からあったんでしょうか。

平田崇参考人 私の立場は任期付職員ということで、直接は当時の大田室長と話をし、大田室長から前市長へ伝えるというルールがありましたので、当時の大田室長と話をしました。

吉永美子委員 ということは、前室長から市長のほうに伝わったとっていいですね。

平田崇参考人 はい、そのように理解しています。

山田伸幸委員 大田さんからいろいろ話を聞く中で、工期の問題が出てまいりました。工期を当初3月末で組んでいたものを、2月に1か月前倒しということをされたんですが、その中で工事スケジュール上、この1か月をどのように縮められたのか、端的にお話をいただきたい。

平田崇参考人 仕上げ工事を1か月短くしたということです。

山田伸幸委員 白井前市長の説明会での発言です。ペナルティーを科さないということを平田さんもそのように認識をされ、業者も認識をされたんですが、それは大田元室長の先ほどの説明、あるいは報告書では具体的にはペナルティーという言葉まで言及していないんですが、平田さんがペナルティーを科しないと判断された理由は。

平田崇参考人 前市長からは科すとも科さないともいうような発言は、私は記憶にありません。ただ、空白の3か月、文科省での1か月、これ辺りを

考えると、市内業者さんを優先して発注したいということがありましたので、この4か月については、ペナルティーは科せないだろうなという気持ちでいました。

山田伸幸委員 ペナルティーを科せないというのは、業者の責めに帰すことではない、それ以外の不測の事態がいろいろ多くあってペナルティーを科せないという判断なんですか。

平田崇参考人 仰せのとおりです。

山田伸幸委員 工事約款上のペナルティーについては、科せないと考えていたということによろしいんですか。

平田崇参考人 私の中では、工事の約款上の話と、これは本当は間違いだと思わうんですけども、何とか2月末までに工事を完成して頑張りたいことと二通りの考えがありまして、何とか2月末までに何があっても完成させるんだということはずっと思っていました。

山田伸幸委員 私が質問したのは、工期に間に合わなければ工事約款に反することになるという認識を持っていたかどうかということなんですが。

平田崇参考人 それは当然のこと、ありました。

山田伸幸委員 ということは、今回の工事が実際に遅延しているわけですが、その責任は業者にあるのか、それとも市のほうにあったのか。その点についてはどのように考えておられますか。

平田崇参考人 当初から3か月とプラス縮めた3月を2月末とした4か月ということがすごく響いておりまして、工期については無理があったと思っています。

山田伸幸委員 この工期をめぐって、10月頃に市と請負業者との間で工期を守ってほしい、あるいはどういう中身かは明らかになってはいないんですが、そういう協議がされたと思うんですが、その協議に平田さんは参加しておられたのでしょうか。

平田崇参考人 その協議というのが、私がいなくての話なのか、以前から出ています10月3日の話のことでしたら、10月3日は出ています。

山田伸幸委員 そうではなくて、去年の10月の話です。10月頃に市と請負業者との間で工期をめぐって協議をしているんです。その後、11月に入ってから配達証明郵便が送られて、工期を守るようにとの内容が送られたと思うんですが、昨年10月の工期をめぐるときの問題のときに、平田さんはそれに参加しておられたかどうかということをお聞きしています。

平田崇参考人 参加しておりません。

山田伸幸委員 それに参加されずに、後になって業者に対して、平田さんも1月に私たちの委員会が行ったときに業者が出てこられて、こういう文書を送りつけられたとって発言されたときに同席しておられたと思うんですが、それについてはどのように感じられましたか。

平田崇参考人 その文書については、業者さんから見せられただけで内部的には決裁も回ってきませんし、内容については存じ上げませんでした。

山田伸幸委員 決裁は回ってこなかったということは平田さんも全然関知されないような文書が送られたということだと思うんですが、それについて業者の方がかなり怒っておられたですね。業者からも、その文書を見せられたということなんですが、それは正当な文書だと思われたのでしょうか。

平田崇参考人 私は任期付職員ということで、市のトップがそういう考えであればそれに従うしかないかと理解していました。

山田伸幸委員 当時は2月末の完成を目指してかなり一生懸命、現場では現場責任者である平田さんと業者との間で、どうやって工期を間に合わせるかという協議を様々されていたと思うんですが、その文書が送られる以前と以後と随分変わったと思うんですが、その辺の受け止めはいかがでしょうか。

平田崇参考人 文書が送られてきた以前、以後ということが一致するかどうかは分かりませんが、B棟は11月、12月、1月ということでかなりの人間を入れて夜8時、9時まで残業しながらやっていただいたんですけれども、主に気付いたのは12月頃なんですけれども、A棟については、夜現場を回っても人は少ないし、「ああ、減ってきたな」というのは痛感していました。

吉永美子委員 任期付職員といいながら、現場で大きな責任を持っておられたところで大変だったとは思いますが、業者の中から地元JVでは参加できないから大手建設会社とのJVを希望すると伝えたという業者もあると、調査票の中で確認させていただいているんですが、その点は間違いございませんね。

平田崇参考人 実態的には、公募のときには市内業者さんと市内業者さんの大手、それから市内業者さんと外部の大手さんということでのジョイントベンチャーが組まれていますので、必ずしも大手と組まなければいけないということではなくて、できるならば大手同士で市内市外共に組んでくださいなという発注がなされているかと理解しています。

吉永美子委員 ではなくて、逆に地元業者から工期の問題がクリアできないと。

なので、大手建設会社と自分のところが組むのであればJ Vを希望しますということを伝えたという御意見があるんですけども、それは間違いないですねということを確認しています。

平田崇参考人 間違いございません。

吉永美子委員 そうすると今回の実態から見ると、大手とJ Vされたところは間に合った。残念ながら大手としていないところが間に合っていないところでは、やはり大手を入れるべきではなかったのかなと、平田さんは思っておられませんでしょうか。

平田崇参考人 これは一例だけですので、それが必ずしも正しいかどうかというのは、ある意味では統計が必要であろうかと思っています。

吉永美子委員 少なくとも、大田元室長を間に入れてでも、結局大手とJ Vを組んだほうが、より工期を遵守するという点では安心感があるという事態は、前市長には伝わっているという認識でいいですね。

平田崇参考人 こころはきちんと伝えていないと思います。

吉永美子委員 それはどういう意味の発言でしょうか。

平田崇参考人 時間さえあれば、人手を集めることについてはJ Vさんのことですので、できるとあればできるし、できないとあればできない。ただ、主に空調であるとか給排水であるとかの設備については、三建さんという大手業者さんと嶋田さんのJ Vでございましたので、この辺りの人員の確保ということであれば、必ずしも建築だけではなくて設備にも要因がありますので、一概には言えないということです。

吉永美子委員 現場におられた平田さんとしては、学生の声を聞いたりされて

いるということは委員会でも聞いておりますけれども、にもかかわらず後から後から、山口東京理科大学からこういう要望があつてと挙がってきていました。このこと自体は、現場の大学とどれほど意見交換というか要望を聞いたというところでは、平田さん自体はそこはきちっとできたと認識されておられるのでしょうか。

平田崇参考人 設計は、民間の住宅で申し上げますと、家風とか使い勝手とかは、我々設計者には伝わってきません。したがって、実施設計のときもあらかじめ聞いて、それを図面に反映して設計するんですけども、工事に入りましたら前に前に見ながら、それを使う先生方と使い勝手はどうか、研究室の機器の幅はどうか、水道の蛇口は右がいいのか左がいいのか、この辺りまで細かく打合せをしながら進めていきます。学校とは、お金がほとんど変わらないという前提の中で協議を進めましたので、多少はありますけれども、一応学校との連携は取れて工事は完了したと思っています。

山田伸幸委員 今回の報告書の中で、ある業者が工期延期は6月ぐらいまでは調整できるかもと、平田さんが言ったと。だから工期延期の場合の費用は認めませんのでよろしくと平田さんが言ったと証言があるんですが、実際にそのように言われたのでしょうか。

平田崇参考人 雑談の中では言ったかもしれません。もう少し細かく話をさせていただきますと、工事を発注する時点で11月末までに建築のく体工事が完了すると3月、2月で間に合うなということでスケジュールを書いていました。11月末からく体工事を逆算してまいりますと、どうしても基礎工事となる3か月が入らなかった。裏を返せば2月、3月で終わったとなるとプラス3か月ということになると、その辺が終わる5月、6月が私の考えているところの工期だろうなということがありましたので、その辺は雑談の中では言ったかもしれません。

高松秀樹委員長　その他の項で質疑はありますか。

奥良秀委員　主ではなく委託というか任期付きでやっているからという発言が多々あるんですが、そうはいつでも理科大の工事では平田さんをトップとして工事が進んでいました。その中で工事に対しての監督というものが、平田さんが市役所の中で長くお仕事をされて正確にできていたかどうか教えてください。

平田崇参考人　設計変更等はちまちまございました。ただし、2か月、3か月先を見ながら業者さんには手戻りをさせないように、気が付く範囲で調整を図りやったつもりです。ですから、必ずしも100%ということではなくて、今でも「ここはこうすれば良かったな。もう少し見ておけば良かったな」というのは現場に行っても感じますし、その辺りはあるにせよ、かつがつ自分の中では時間がなかった中で調整を図りながらやったことについては及第点ぐらいかなとは思っています。

奥良秀委員　そもそもこの工事、理科大の薬学部の増築工事が工期どおりに行われれば、このような問題はなかったと思います。B棟は間に合いました、A棟は間に合わなかったということで、市への聞き取りの際には、B棟は人を集め努力をした、2交代にしてスピード化を図った。A棟のほうも間に合うようにするのは、現場総監督である平田さんの責務だったと思うんですが。

平田崇参考人　仰せのとおりです。

奥良秀委員　では、それをされなかったのはどういう理由でしょうか。

平田崇参考人　しなかったのではなく、実際には職人さんを集め切れなかった。これについては私のほうとしては、お願いをしてもなかなか思うように現場と監督のほうでつじつまが合わなかったということではないかと思

っています。

奥良秀委員 要は平田さんからお願いはされたが、業者のほうがそれに対応されなかったという認識でよろしいでしょうか。

平田崇参考人 そのように感じています。

山田伸幸委員 今回、特にA棟が遅れたんですが、併せてA棟に関連して電気設備とか機械設備、大手ゼネコンに当たると思うんですが三建設備等も合わせて工期遅延となったんですが、これはA棟の建築主体を請け負われた責任であって、電気設備とか機械設備に責任はないと考えていいでしょうか。

平田崇参考人 電気設備に関しては十分に対応できることでやっていましたが、主に建築と機械設備、三建さんと嶋田工業さんを頭としたJVが遅延したと考えています。

山田伸幸委員 今のは初めて聞いたんですけど、機械設備の遅れがA棟の遅れに響いたということなんでしょうか。

平田崇参考人 分かりやすく言いますと、天井の中の工事をやるに当たりますは、先に空調設備が入ります。それから、電気設備が終わった後に建築工事が入るということです。その後に微調整をしながらいろいろあるんですけども、電気工事については手待ちというほどではないんですけども、電気工事については追随していたんですけども、機械設備と建築工事の調整がなかなか手間取ったということです。

森山喜久委員 平田さんが任期付きということの分で、6月以前であれば大田室長に報告して、思いとか状況を前市長に伝えたという話があったんですけど、7月以降はどういう状況だったんですか。

平田崇参考人 人事異動があつてからということですね。大変失礼になるんですけども、松永室長がいろんな調整でほとんど現場にはいらっしゃらなかつたんで、なかなか話す機会がなかつたというのが現場の本音です。

森山喜久委員 では、平田さんは協議をする部分はどうなたが窓口で実際やっていらっしゃつたのか。

平田崇参考人 困つたというのは、窓口は松永室長なんですけれども、ポイントでしか言うことができなくて、普通、部屋の中にいればいろんな雑談の中にも重要な情報が入っています。けれども、それを書面でもつてまとめて松永室長のほうにまとめてお渡しすることしかできなかつたんで、もう少し会話があるとということについては、持つたつもりではいるんですけども、テーマ・課題が発生するたびに持つたつもりではあるんですけども、やはり十分にはその思いは伝わらなかつたのかなと思つています。

森山喜久委員 一例でもいいんですけど、松永室長とこういう件をもうちょっと詰めたほうが良かったなという案件がありましたか。

平田崇参考人 日々過ごしていくうちに、少しずつ小さなことなんですけれども、小さなことでもそのことを日々話しておきたかつたなというのはあります。

藤岡修美副委員長 最初のほうで、文科省との調整で1か月、不測の事態で3か月、当初から4か月厳しかつたと言われて、くいの分離発注等の努力をされても、結局工事が5月一杯まで延びたことについては、やむを得なかつたとお考えでしょうか。

平田崇参考人 現場を持ちながら12月の議会で業者さんが決まりました。「あ

あ、これが9月だったらな、9月だったらな」と常に思っていました。

高松秀樹委員長 皆さんよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）以上で質疑を終了いたします。平田さん、本日は、誠にありがとうございました。今日頂いた御意見は、今後の本委員会の審査に十分に生かしていきたいと思っています。本当にありがとうございました。それでは、ここで委員会を休憩いたします。テーブルの配置換えがあるということなので、10分間休憩をしたいと思います。よろしく願いいたします。それでは休憩いたします。

午前11時20分 休憩

午前11時28分 再開

高松秀樹委員長 それでは委員会を再開いたします。最後の参考人といたしまして、白井博文さんに出席していただいております。それでは、委員会を代表して一言御挨拶を申し上げます。本日は、お忙しい中にもかかわらず、本委員会に御出席をいただき、誠にありがとうございます。委員会を代表して、心から厚くお礼を申し上げます。それでは、本案件について、質疑に入りますが、参考人におかれましては、委員長の許可を得てから発言くださるようお願いいたします。発言の内容は、問題の範囲を超えないようお願いいたします。また、参考人は委員に対して質疑をすることができないことになっていますので、併せて御了承願います。

白井博文参考人 出掛けてくる前に20分ちょっとぐらい、冒頭の部分をずっとテレビで拝見しまして、専ら山田委員が質問なさっていて、迫力もありかつ冷静な説明もあって、いい内容だなと思いましたがけれども、お一人であれだけされますと、全体的に30分では足りません。ですから、時間の割り振りについて、是非委員長の御配慮をお願いしたいと思います。ですから、お一人について幾つかの質問をまとめていただくと、

その質問にトータルでカバーできるような意見を述べさせていただきたいと考えています。

高松秀樹委員長 委員の質疑、調査項目については、事前に委員長宛てに頂いています。その内容に沿って質疑をしていただきたいと思います。私の手元には委員の皆様から頂いた質疑、調査項目がありますので、私もその内容に沿っていきたいと思います。参考人の白井さんについては、皆さんから頂いた調査項目は大きく三点あります。一点目は平成28年に開催された山口東京理科大学薬学部校舎建設事業に係る説明会について、二点目が工期及びペナルティーについて、三点目が平成30年1月30日付けで出された、現山陽小野田市長藤田剛二様宛てに出された文書について、この大きく三点です。この三点について、事前に調査項目を出されておりますので、それに沿って質疑をお願いしたいと思います。まず最初は、平成28年10月の山口東京理科大学校舎建設事業に係る説明会についての質疑を受けたいと思います。

奥良秀委員 私からは工事遅延に対してペナルティーなしと本当に明確に発言されたかどうかお聞きしたいと思います。

白井博文参考人 最後まで質問をお聞きしたいんですが。

奥良秀委員 工事遅延に対して白井さんからペナルティーなしと本当に業者へ明確に発言されたかを質問させていただきます。

白井博文参考人 私はもともとペナルティーという言葉を使わない人間でして、ただ、違約金とか罰則とかといえば、ペナルティーですから意味は同じだと考えています。ですから、今の質問は特定の文書のことではなくして、工期に関連してペナルティーなしという発言を本当にしたのかという質問ですね。皆さん、委員会でいろいろ検討・協議される中で、公共工事請負契約約款を十分御覧になっていると思います。今日持ってきて

いらっしゃる人がいたら、是非御覧いただきたいと思います。これが公共工事についての請負契約の内容で、当事者は、つまり注文する側（発注する側）ですから、公共になりましょうか、それと請け負う側がこれを契約の内容とするという趣旨で、契約書と一体を成すものとして取り扱われています。工期に遅れた場合のペナルティーうんぬんの問題は、法律的に言えば履行遅滞と言われる問題です。履行遅滞についてはこの約款でも第41条に規定があります。2行ほどですから、まず1項を読みますと、「受注者の責めに帰すべき事由により工期内に工事を完成することができない場合においては、発注者は、損害金の支払いを受注者に請求することができる。」と書かれています。これは民法の基礎の基礎でして、受注者の責めに帰すべき事由があるということを前提にして、履行遅滞による損害賠償義務が発生するとされています。受注者の責めに帰すべき事由による、と。ここが適正な工期なのかそもそもその期間内にその工事を完成することが難しい内容の工事だったのか、それに関わるわけでした、当時の市役所の執行部の皆さんの認識は、一棟の工事完成に要する期間、工期ですね、これは約15か月必要だというのが共通した認識でした。したがって、12か月、13か月しかないという場合は、そもそも今の41条の受注者の責めに帰すべき事由により工期内に工事を完成することができないと言えるかどうかという問題が出ますし、発注する側の市、そしてその代表者の市長は適正な工期ではない、もっと十分な工期を与えるべきだという認識の下に、あえて地元業者の皆さんに集まっていただいて説明をし、その中で工期は十分あるのかという質問があれば十分ではありませんと。工期に遅れたという理由だけで損害金を請求することはあり得ませんという趣旨のことをお答えしたわけですから。

山田伸幸委員 今のような発言がされたことで、業者が自分たちの責任ではないという主張をされました。そのために、昨年の10月に業者と市で話し合いを持たれ、その直後11月になってから配達証明で工期を守るようにという内容の文書が送られたようです。それを受けて、業者が白井前

市長とこういう約束があるからこの文書はおかしいという抗議がこの議会にもありました。そこでいろいろ問題になって、今年の1月になって、大学推進室の松永室長と大谷副室長が白井さんのところに訪問されて、そこでどうだったのかということで聞き取りをされて文書にまとめられました。これに署名・押印されたんですが、その内容については白井さんの全ての発言が要約されたものであると考えておられるでしょうか。

白井博文参考人 書面を見せてください。

(文書配布)

白井博文参考人 署名・押印したものに間違いありません。内容については、細かい点は多少異論もありましたが、特に末尾のほうの「入札前に入札参加業者に対して、担当部署を通してこの旨を通知した」などについては、全く記憶はありませんでしたが、全体的に、全部について責任を負うという趣旨で署名・押印しています。

山田伸幸委員 ということは、その内容は白井さんは今でも正しいと判断しておられるのでしょうか。というのも、この文書は結局、これを基にして抗議をされている業者に対して、ペナルティーを科すといった配達証明郵便の撤回のために使用されているということが明らかになっているんですが、それについてはどのように感じておられるでしょうか。

白井博文参考人 そのいきさつは今初めて聞きましたけれども、私は松永さん、大谷さんの来訪を受けた当時は、もう問題は大体落ち着きましたという感じだったものですから、多少まだその渦中にあっただなと思いますけれども、こういうことなんです。デパートの紳士服、並べていますね。そしてお客さんが選んで「これを売ってほしい」と言います。そうすると店員が「これをお求めなんですかね」ということで、荷造りをしようとして、そして代金を受け取ってお渡しします。その中で契約に当たると

ころは、展示してある、あるいはそこにはないかもしれないけれどもこんな物がありますかと聞いて「これをお願いします」と言ったそこから法律関係がスタートするんです。その前の段階では「申込みの誘引」と言いまして、お客さんに一人でも多くその周辺を見て歩いてほしい、どんな紳士服があるのかな、最近はどうなんだろうと、見て歩いてもらうためにいろいろな商品を展示しています。この展示は「申込みの誘引」と言います。私がペナルティーと言いますか、要するに損害金はもらいませんと言いましたのは、41条の趣旨と併せて市長としての政治的な発言です。

高松秀樹委員長 この1月30日付けの文書については、先ほど申しましたように最後の項として挙げていますので、そのときに一緒にやっていただきたいと思います。今お尋ねなのは10月3日を中心とした建設事業に係る説明会について質疑があればお受けいたします。

山田伸幸委員 それでは、この説明会の位置付けは公的に認められたものだ、裏付けのあるものだ判断していいんでしょうか。というのも、一切の会議録等が残されていないので、私たちにとって皆さんの証言を拾い集めるしかできないんです。ということで、私としては公式な場ではなかったのではないかなという認識を持っているんですが、白井さんはどのように感じておられたでしょうか。

白井博文参考人 申込みの誘引という程度です。いよいよ申込みが始まれば契約がそこで始まります。申込みの言葉があれば、そこから契約の交渉が始まります。私はそれに先立つものです。ちなみに、平成28年2月になって、急に第1回目が始まりました。1回目、2回目と続けました。そこである程度見通しが付くかなと思ったところ、実施設計の作業がかなり遅れていて、その前の10月に東北に派遣していた平田さん呼び戻して、10月1日から専念させたんですけど、見本にしたい東京理科大学薬学部、何度か尋ねて行って校舎、研究室の内外、十分に見学さ

せてくださいと。よろしいですよと言われながら、直前になって何回キャンセルされたか分かりません。その作業が非常に遅れていました。それが一つ。もう一つは、2月になって急きょ、大田さんに話して関係者に集まってもらった。その約1週間前に、東京理科大学の裏のルートから私宛てに直接、薬学部開設に必要な54名の教員が無事内定しましたという通知が来たんです。その前は、地元業者にこだわれば教員は集まりませんよと、ずっと言われ続けましたけれども、これで突破口が開けたと思って、急きょ第1回目の関係者の集会を持った。1回目、2回目と続けて持ったんですが、もう少し準備をして実施設計書らしい物を作り上げて、それからにしてくれないかという業者側の要望があって少し延びたと。第3回目は10月となりました。

高松秀樹委員長 よろしければ、次の工期及びペナルティーについて。この件に対して質疑を受けます。

山田伸幸委員 ペナルティーという言葉は使わないけれど、損害金については業者の責めに負わない場合はという発言をされました。今実際に工期に遅れたんですが、その責任についてはいったいどこにあるのか、市にあるのか、それとも業者にあるのか。その点をどのように考えておられるでしょうか。

白井博文参考人 入札の段階で、先ほど申し上げましたこの程度の工作物、校舎ですね、1棟を建てるに必要な適正で相当な工期は約15か月必要です。これは、当時の執行部の通念になっていました。どこからもここからも15か月という数字が耳に入ってくる状況でした。したがって、それを数箇月下回るような期限を切って工期を設定した、その発注の仕方については、先ほど言いました霞が関からの要望があって、更に1か月短縮したという話もありましたけれども、あれやこれや無理をして、何とか3月一杯にというお願いでしたけれども、当初から3月一杯でも無理ですよということでしたから、私が当時の工学部長、学長の話、説明

を聴いたりして、空き教室が結構あるので二、三箇月仮に遅れても大丈夫という保障をもらいました。そのことを第3回目の説明会でも皆さん方に説明していると思います。先日、山口東京理科大学の理事長とお会いする機会がありました。A棟、B棟共に立派な校舎を完成してもらって本当に感謝していると。A棟は少し遅れたけど、何の支障もありませんでしたと。ありがとうございましたと何回もそう繰り返しておっしゃっていました。

山田伸幸委員 工期の遅延については市に責任があると、今の発言から酌み取ったんですが、そのことが工期にもともと無理があることが次の市長に引き継がれていたのかどうなのか。その点はいかがでしょうか。

白井博文参考人 契約書の引継ぎだけですから、細かいそうした事情について、引継ぎは多分していないと思います。

山田伸幸委員 恐らくそうだと思っているんですが、というのもそういった事情が分かっていたら10月に工期の問題で市の執行部と業者で話合いを持って、その後11月になって弁護士が配達証明郵便を送るということはなかったと思うんですが、そういった文書を送ったということは、現執行部は業者に責任があると捉えていたわけですが、それについては、白井さんはどのように思っておられるでしょうか。

白井博文参考人 約款の履行遅滞の場合における損害金等の第41条ですね。専ら受注者の責めに帰すべき事由によって工期内に完成しなかった場合に、損害金が発生するんだということについて、もっと検討が必要だったんじゃないかという気がします。

山田伸幸委員 実際に、配達証明郵便が送られたことによって、業者と市の間で様々ないさかいが起きて、私たちの委員会でもこういう事態になったわけです。要するにそのときの文書が送られなければ、その後のいろいろ

るなことも起きなかったと思うんですが、配達証明郵便を撤回せざるを得ない状況に市は追い込まれたと思うんです。そういうときに、白井さんが責任を持って発言された、そしてその内容が署名・押印されて、それをもって撤回の理由とされたということなんですが、それについてはどのように思っておられるでしょうか。

白井博文参考人 業者に督促を出す、あるいは業者との協議をし、その後ペナルティーを請求しますよという内容証明郵便を出される前に、先ほどの大田さん、事情をよく知っています。白井、事情をよく知っています。なぜ、私たちに対する照会がないのか。ちょっと奇異な感じがします。

山田伸幸委員 そういった問題を引継ぎされなかった、大田さんもその点については7月の1日に異動があって、自分以外の異動がなかったので引継ぎが例えなかったとしても、ほかの職員で十分対応できたという発言をされていました。ところが10月になって、現執行部がそういった対応に出てきたわけですが、仮の話なんです、白井さんがもしこのまま市長を継続しておられたら、そういった文書を発送するにまで至らなかった、そういうことは絶対にあり得なかったと考えておられますか。

白井博文参考人 絶対にあり得ません。

山田伸幸委員 今現在、その文書を撤回する文書、それから配達証明郵便について提出するように求めているんですが、それを拒否されています。本当にそれが問題ないのであれば、開示しても問題ないと思うんですが、実際には開示されていません。それほどこの問題は、市の体面を傷付けるようなものであると想像するわけですが、その撤回のために白井さんの責任のある文書が使われたということですが、それについてはなかなかお答えがないので再度お聞きしますが、どのようにお考えでしょうか。

白井博文参考人 平成30年1月30日付けの、私の署名・押印のある「山陽

野田市立山口東京理科大学薬学部校舎建設工事に係る工期の取り扱いについて」という文書の内容については、責任は全部負います。私は、仮に市長として在任中であれば、そんな軽率なことはしません。どんな気持ちで地元の業者をお願いし、そして今から言うと13年前になりますが、山陽小野田市発足直後、小野田市もそうですが山陽町、財政破綻していました。合併特例債という御褒美までもらいながら、事業費の5%は現金を用意しないとその事業に取り組むことができない。その5%のお金を用意できないということで、4年間泣く泣く時間を過ごすことになりました。合併特例債事業に取り組むことができるようになったのは、平成17年の4年後からようやく可能になったわけです。その当時、一番泣いたのは、公共工事にすがっていた建設業者の皆さん方です。建設業というのは意外に裾野が広くて、そこに入ったお金は意外なところでずっと使われていきます。そうしたことから、山陽小野田市の議会の誇る議員立法の住宅リフォーム事業があれば、そのうち一定金額を市で保障しますよと。この案も実用化も全て議会がしてくれたんです。そして、山口県、市が13ありますが、これを見習って条例化しているところが幾つもあると聞きますけれども、そんなふうに非常に苦しい苦しい建設業界の皆さん方、我慢我慢しの中でせめてもの住宅リフォーム制度のような形を作りました。その後、いよいよ本格的に合併特例債事業に取り組めるようになって、不十分ながらあちこち取り組んでいますが、その中でも特別の超大型事業がこの公立大学の校舎でした。この超大型事業、この二つは是非地元の業者をお願いしたいというのが、東京理科大学から分校とも言うべき山口東京理科大学を廃校にしたいという話が届いた平成26年からずっと考えていたことで、仮に地元業者への発注ができなくて、ゼネコン——特定の業者も決まっています——そこをお願いせざるを得ない事態になれば、私はその日に市長を辞職するというつもりで過ごしていました。ですから、地元業者で校舎を建てたいなんて考えを持ち続けると、54人の教員は集まりませんよというこの脅しに1年間、非常につらいつらい思いをしながら耐えた期間でもありました。しかし、おかげさまで全国から54人の非常に優秀な薬学関係の教員が

そろいました。現在27人来ていますが、これから先もその補充があるということです。そういういきさつです。ですから、仮に地元企業に諦めてもらうと私が当時判断していれば、その日に私の辞表が議長宛てに提出されていたはずだと考えています。

中村博行委員 様々議論してきましたけれども、市長の強い地元業者へのこだわりを10月3日の説明会の中で、その思いを積極的に関わろうとした業者が酌み取ったという好意的といいますかそういった思いで、業者が市長の思いを受け取って参加していこうと考えられたのではないかとというふうな大田所長の文書からも感じ取られるんですけども、白井さんは市長の思いがそのように酌み取られたんだなとお思いでしょうか。

白井博文参考人 方向性が合致したんだと思います。私が市長になった当時は商工会議所が二つありますが、小野田の商工会議所は垂れ幕に地元商品を買おうというのがずっとぶら下がっていました。最近消えていますね。ちょっと気になります。

山田伸幸委員 白井さんが署名・押印された文書が業者のほうの撤回に使われていたんですが、その文書がそのように使われることを職員二人が聞き取りに来たときに言っていたかどうか。その点はいかがでしょうか。

白井博文参考人 二人がいらっしゃる前に連絡がありました。ちょっと二人でお邪魔したいと。大学の問題ですが、松永さんは大学の問題をろくに知りませんから、結局大谷さんが何かいろいろ説明したいことがあるのかなという感じで、二人に来てもらいました。で、これに関連したことについて質問を受けましたから、このペナルティーという言葉は使いませんが、工期に遅れても損害金の支払を受けるという考えは全くありませんでしたと、そのことは約束したつもりですと言いました。それは、こんな文書になっていますが、2週間ぐらいたって「前回の市長の説明を文書化したので持参してよろしいか」と言うので「どうぞ」ということ

で持っていらっしやったんです。見る前に私はまず署名しました。その署名の後、本人に渡しました。松永さんにしてもしかり、大谷さんにしてもしかり、私がいた12年間、大切な大切な職員でしたから、内容はどうかと全責任を取りますというつもりで署名をしました。

山田伸幸委員 ではその文書を実際に一字一句きちんと読まれたのはいつなんですか。

白井博文参考人 約1か月ぐらい前に、この委員会の様子をテレビで妻が見ていまして、私にも「どう」というので拝見したんです。そのときに専ら、履行遅滞をめぐる債務不履行というものの法律構成の無茶苦茶な議論がされているもんですから、絶対1回は出ていきたいという気持ちになって、2回ほど松永さん、大谷さんがいらっしやった後、大谷さんが別の用件でほかの方と一緒にいらっしやったときに、大谷さんに「1回、委員会で、市長として法律的な観点から少し説明したいことがあるんだけど、実現しますかね」というふうな相談をしたことがあります。そのときに初めて、この文書を目にしました。文書を目にしたというのは、文書の内容を全部自分で読みました。

山田伸幸委員 その最後の2行に「指示をして業者、関係部署に徹底するように」と書かれているんですが、そのことも実際に発言されたんでしょうか。

白井博文参考人 証言事項ですから、一応述べないことにします。今日は意見だけ述べてくださいと議長から通知が来ましたので、意見としては先ほど述べたのが限界で、それ以上はもう控えさせていただきます。

高松秀樹委員長 その他、全般について委員から質疑はありますか。参考人の白井さん、昼を若干過ぎます。御了承ください。（「はい」と呼ぶ者あり）

吉永美子委員 地元業者を使いたいという強い思いを持たれておられたというのは、私なりによく理解をしているつもりです。そのお気持ちは大事にしたいと思っていますが、結局工期が延長になったというのは事実です。その中で数千万円の増額が余儀なくされた。そして、併せて建設業界の中で、調査票によって明らかなように、このたびの山口東京理科大学薬学部建設に関して、運営方法に疑問、また不信感を持たれたというのは事実です。そういった増額を余儀なくされたこと、また業者の中で疑問、不信感を与えたことについては、前最高責任者として責任をどのように感じておられるかお聞きしたい。

白井博文参考人 増額というのは、普通、請負契約では、ないんです。請負契約というのは見込みで、それぞれが評価して一致した金額で契約を結びますから、恐らくその増額というのは当初の見積りについて、延びた期間分について入れていなかったという問題が出てきたんじゃないかという気がします。もう一回繰り返します。請負契約というのは金額を変えることは原則としてありません。食い違いが出てきたら追加工事か、あるいは工事の予定からそこを落とすかという場合に、金額の増減が出てきますけれども、原則としてはないと。

吉永美子委員 申し上げたかったのは、このたびの工期延長によって追加工事はなくても、延長したことによって全体的に数千万円の増額が出ていますが、このことについては前最高責任者としてどのように感じておられるか、また併せて建設業界の中で不信感を与えたことは調査票の中でも明らかです、このたびの薬学部建設に当たって、その運営方法について。その二点。前最高責任者としてその責任をどのように感じておられるかをお聞きしたいと存じます。

白井博文参考人 数字の点ですが、ちょっと見せていただかないと、どういう理由で増額になったのかがよく分かりません。私は基本的に請負契約と

というのは金額が変わらないものだと考えていますから、追加工事でもあればともかくですね。それからもう一つ、約款の第41条のとおり言っています。発言しています。受注者の責めに帰すべき事由によって工期内に工事を完成することができない場合はどうかと。41条のとおりに言っているわけですから、それによって建設業界で不信感を招くという事態、不信感を招くような何かを作っているから、何となく不信感が出てきているんじゃないかという感じがします。

吉永美子委員 要は、このたびの薬学部の発注の仕方について、例えば工事の仕方、くい工事を分けたこと、また予定価格の設定など不透明さがあるわけですが、そういったことを含めて市のこのたびのやり方についてどうしても疑問、また不信感を建設業界の中で与えたということは事実なので、その点については前最高責任者としてどのように感じておられますでしょうかと申し上げています。それと併せて、追加の部分が現実に出てきていまして、延長になったことによって金額が直接工事費に関係なくても共通の仮設費とか現場管理費とか、延長になったことによってプラスが挙がってきていますけれども、ということをお知らせしています。

白井博文参考人 まず、延長したことによって工事代金が増えたという点については、資料を見せていただかないと何とも言えません。それから、私がこういう状況で工事を発注するわけで、仮に工期が延びても、この言葉を使えばペナルティーを科すことはありませんというのは、実は約款の41条の1項そのものを言っているだけでして、ついでに申します。12年仕事をしている間に、顧問弁護士を置きませんでした。訴訟も結構ありましたが、日常的にいろんな法律問題、職員も相談に来ました。いざ裁判になった場合どうなるかということをいつも頭で考えながら発言してきました。ですから、今のペナルティーは科しませんというのも41条のとおり申し上げたつもりです。

高松秀樹委員長 ほか、委員の質疑ありますか。いいですか。（「はい」と呼

ぶ者あり) それでは以上で質疑を終了いたします。まず、白井さんに一言お礼を申し上げます。本日は、お忙しい中、本委員会に御出席いただき、貴重な御意見を述べていただいたことに対し、心から感謝をいたします。今後、本委員会での審査に十分生かしてまいりたいと思います。本日は、誠にありがとうございました。それでは、山口東京理科大学調査特別委員会を閉会いたします。皆様、お疲れ様でした。

午後 0 時 8 分 散会

平成 3 0 年 (2 0 1 8 年) 6 月 1 8 日

山口東京理科大学調査特別委員長 高 松 秀 樹